

# 第 3 次 山武郡市広域行政組合 集中改革プラン

<平成28年度～令和2年度>

平成28年2月  
平成29年7月  
令和元年7月  
令和2年7月（改定版）

山武郡市広域行政組合



## 目次

I	これまでの行政改革の取組	1
II	行政改革の必要性	1
III	第3次集中改革プラン	1
IV	基本方針	1
V	行政改革推進期間等	2
VI	行政改革推進項目	2
VII	集中改革プラン実施項目	
1	事務事業の再編・整理、廃止・統合	
(1)	組織機構改革・事務分掌の見直し	3
(2)	事務事業評価の実施	4
(3)	休日救急歯科診療所の業務の見直し	5
(4)	浄化槽清掃事業の事業方針の見直し	6
2	民間委託等の推進	
(1)	指定管理者制度の推進（広域斎場）	7
3	定員管理の適正化	
(1)	定員適正化計画の推進	8
4	手当の総点検をはじめとする給与の適正化	
(1)	給与の適正化	9
(2)	代休及び振替制度の活用推進	10
(3)	非常勤職員報酬の適正化 会計年度任用職員給料及び報酬の適正化（令和2年度から）	11
5	経費削減等の財政効果	
(1)	事務執行経費の削減	12
(2)	使用料の見直し	13
(3)	火葬炉使用料等の見直し	14
(4)	収納率の維持向上	15
(5)	し尿処理手数料の見直し	16
6	その他	
(1)	職員研修の充実	17
(2)	人事評価制度の適正運用	18
(3)	広報活動の充実	19
(4)	コンビニ収納	20
(5)	養護老人ホーム坂田苑の運営の見直し	21
(6)	坂田苑デイ・サービスセンターの運営の見直し	22
(7)	視聴覚教材・機材の有効活用	23
(8)	住宅用火災警報器の普及	24
(9)	応急手当の普及	25

## 改定履歴

No	内 容	改訂日
1	制定	平成28年2月16日
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1-3 休日救急歯科診療所の業務の見直し 年度別実施内容の変更 平成29年度 検討 → 削除 平成30年度 検討 → 削除 令和元年度 検討 → 削除 令和2年度 検討 → 削除</li> <li>• 5-5 し尿処理手数料の見直し 年度別実施内容の変更 平成30年度 検討・決定 → 削除 令和元年度 実施 → 検討・決定</li> <li>• 6-7 視聴覚教材・機材の有効活用 実施内容の変更 修正前 積極的な広報活動により、貸出実績の維持向上を図る。 修正後 積極的な広報活動及び利用者のニーズにあわせた新規教材整備を行う。</li> <li>成果目標の変更 修正前 良好な貸出実績の維持向上 前年度比 1%以上 修正後 良好な貸出の維持向上及び利用者の効果的な活用の充実に図り、平成27年度の貸出本数を上回ること。 平成27年度実績 教材貸出数905本 機材貸出数595件</li> </ul>	平成29年7月28日
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2-1 指定管理者制度の推進（広域斎場） 年度別実施内容の変更 令和元年度 実施 → 削除 令和2年度 実施 → 削除</li> <li>• 5-3 火葬炉使用料等の見直し 年度別実施内容の変更 令和元年度 実施 → 検討・決定</li> <li>• 6-4 コンビニ収納 年度別実施内容の変更 平成29年度 実施 → 削除 平成30年度 実施 → 削除 令和元年度 実施 → 削除 令和2年度 実施 → 削除</li> </ul>	令和元年7月31日

4	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1-4 浄化槽清掃事業の事業方針の見直し 年度別実施内容の変更 令和2年度 検討 → 実施</li> <li>• 4-3 非常勤職員報酬の適正化 会計年度任用職員給料及び報酬の適正化（令和2年度から） 実施項目、実施目的、実施内容及び成果目標の変更 それぞれ、会計年度任用職員給料及び報酬の適正化に関する記述を追加</li> <li>• 5-2 使用料の見直し 年度別実施内容の変更 平成29年度 実施 → 削除 平成30年度 実施 → 削除 令和元年度 実施 → 削除 令和2年度 実施 → 削除</li> <li>• 5-5 し尿処理手数料の見直し 年度別実施内容の変更 令和2年度 実施 → 検討・決定</li> <li>• 6-6 坂田苑デイ・サービスセンターの運営の見直し 年度別実施内容の変更 令和2年度 実施 → 削除</li> <li>• 6-9 応急手当の普及 年度別実施内容の変更 令和2年度 修正前 1 公募による年4回/6月、9月、12月、3月に定員40名の 上級救命講習（8時間コース）を開催する。 2 各団体（住民）からの要請による普通救命講習（3時間コース）を開催する。 修正後 1 公募による年4回/6月、9月、12月、3月に定員40名の 上級救命講習（8時間コース）及び年2回/6月、12月に定員 30名の普通救命講習を開催する。 2 各団体（住民）からの要請による普通救命講習（I、II、III コース、救命入門コース、普及員講習）を開催する。</li> </ul>	令和2年 月 日
---	--	----------

注 当プラン内の「これまでの実績」の項は、策定時（平成28年2月現在）の実績となります。



## I これまでの行政改革の取組

山武郡市広域行政組合（以下「組合」という。）では、平成17年3月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、第1次山武郡市広域行政組合集中改革プラン（推進期間：平成20年度～22年度）を策定し、全庁を挙げて行政改革の推進に取り組んできました。

その後、第1次山武郡市広域行政組合集中改革プランの推進期間満了に伴い、継続して進行管理すべき課題、改めて追加する課題等を整理し、これらの課題の解消に向けて取り組むため、平成23年3月に第2次山武郡市広域行政組合集中改革プラン（推進期間：平成23年度～平成27年度）を策定し、行政改革の推進に取り組んでいます。

その結果、行政改革がほぼ計画どおり推進でき、一定の成果を挙げています。

## II 行政改革の必要性

行政サービスに対する住民のニーズは、ますます複雑・多様化しており、地方自治体にとって、より効率的な行政運営が求められています。

このため、単に効率化や減量化にとどまるのではなく、常に改善・改革に取り組む体制を構築し、行政の質の向上を図っていく必要があります。

組合では、これまでも行政改革に取り組んできたところですが、組合を取り巻く厳しい環境に対応しながら、一層の行政改革への取り組みが必要となっています。

## III 第3次集中改革プラン

第3次山武郡市広域行政組合集中改革プランでは、第1次、第2次行政改革での取組の成果を踏まえ、従来の取組を継続するとともに、社会情勢の変化等に対応するために必要と思われる項目を新たに追加し、引き続き山武郡市広域行政組合集中改革プランを策定するものです。

## IV 基本方針

行政改革は、一部の所属が行うものではなく、あらゆる業務に従事する全ての職員が、日常業務そのものや仕事の進め方の改善、円滑な組織の構築などについて、常に意識をもって、地道に確実に取り組んでいくことが重要です。

限られた人員や予算等の中で、複雑・多様化する住民のニーズに柔軟かつ適正に対応できる行政サービスの提供を行うため、効率的・効果的な行政運営を目指します。

## V 行政改革推進期間等

### 1 推進期間

平成28年度から令和2年度までの5年間とします。

### 2 推進体制

山武郡市広域行政組合集中改革プランの総合的かつ組織的な推進を図るため、全庁を挙げて改革を実行していくとともに、管理者を本部長とする「山武郡市広域行政組合行政改革推進本部」において進行管理を行います。

### 3 進捗状況の公表

山武郡市広域行政組合集中改革プランの進捗状況は、組合ホームページを通じて公表します。

## VI 行政改革推進項目

### 1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

事務事業の見直しを積極的に進め簡素で効率的な組織機構に見直します。

### 2 民間委託等の推進

「民間にできることは民間に」の観点から、費用対効果を考慮しつつ、民間事業者等を積極的に活用し、行政運営の効率化とサービスの向上を図る。

また、公の施設の在り方については、サービスの向上と運営の効率化に留意し、指定管理者制度の活用に取り組みます。

### 3 定員管理の適正化

再任用制度や任期付職員制度の導入等により職員数の抑制を図り、定員適正化を推進します。ただし、消防業務については、住民の安心安全な生活に直結することから消防職員数の取扱いは、慎重を期します。

### 4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

人事院、千葉県人事委員会の勧告等を踏まえ、職員給与及び非常勤職員報酬の適正化に努めます。

### 5 経費削減等の財政効果

財政運営全般について見直しを行い、自主財源の確保をはじめ、限られた財源の中で有効かつ効率的な予算配分を行います。

### 6 その他



## VII 集中改革プラン実施項目

推進項目	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合		
実施項目	1	組織機構改革・事務分掌の見直し		
担当所属	総務課	第2次からの 新規・継続	継続	
実施目的	地方行政の進展、住民ニーズの多様化に対応し、適切に事務処理を行うとともに、簡素で効率的な組織機構の整備を図るため、組織機構改革及び事務分掌を継続的に見直す。			
実施内容	地方行政の進展に対応し、適切に事務処理を行うとともに、簡素で効率的な組織機構の整備を図る。			
成果目標	効率的、効果的な組織機構の構築と事務事業の整理合理化意思決定の迅速化			
これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計管理者の補助組織について、簡素で効率的な職員の適正配置を可能とするため、平成26年度から会計管理者の職務の級を7級から6級以上とし、会計課を出納室とした。</li> <li>・ 平成26年度に消防本部警防課及び予防課について、事務分掌の見直しを行った。</li> <li>・ 構成市町からの要望により、平成27年度から手話奉仕員養成研修事業を規約事務として追加し、保健福祉課で実施している。</li> <li>・ 課長（所長）専決事項の追加              平成23年度 なし、平成24年度 1件(保健福祉課)              平成25年度 1件(環境衛生課)、平成26年度 2件(環境衛生課)              平成27年度 1件(環境衛生課)</li> </ul>			
年度別実施内容	年度	計 画		
	28	適宜実施	組織全般にわたる見直しを随時行う。	
	29	適宜実施	組織全般にわたる見直しを随時行う。	
	30	適宜実施	組織全般にわたる見直しを随時行う。	
	元	適宜実施	組織全般にわたる見直しを随時行う。	
	2	適宜実施	組織全般にわたる見直しを随時行う。	

推進項目	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合		
実施項目	2	事務事業評価の実施		
担当所属	企画財政課		第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	事務事業評価を実施することにより、その結果を行財政改革、予算編成等に反映し事務事業の適正化及び質の向上並びに職員の意識改革を目指す。			
実施内容	事務事業評価を実施し、事務事業のPDCA（Plan 計画 - Do 実施 - Check 評価 - Action 改善）マネジメントサイクルを回し、継続的な事務事業の見直しを行う。			
成果目標	個々の事務事業を評価し、事務事業の妥当性、有効性、効率性、公平性等を検証する。			
これまでの実績	<p>平成21年度 事務事業評価システムの構築</p> <p>平成22年度 継続事業：A判定2件 B判定36件 C判定7件</p> <p>平成23年度 新規事業：1件 実施しない1件 継続事業：B判定10件 C判定6件</p> <p>平成24年度 新規事業：1件 継続事業：A判定1件 B判定17件 C判定2件</p> <p>平成25年度 継続事業：A判定1件 B判定14件 C判定4件</p> <p>平成26年度 継続事業：A判定3件 B判定20件</p> <p>平成27年度 継続事業：A判定1件 B判定21件</p>			
年度別 実施 内容	年度	計 画		
	28	継続実施	1 事務事業評価の実施 2 評価結果のフォローアップ 3 評価手法の見直し	
	29	継続実施	1 事務事業評価の実施 2 評価結果のフォローアップ 3 評価手法の見直し	
	30	継続実施	1 事務事業評価の実施 2 評価結果のフォローアップ 3 評価手法の見直し	
	元	継続実施	1 事務事業評価の実施 2 評価結果のフォローアップ 3 評価手法の見直し	
	2	継続実施	1 事務事業評価の実施 2 評価結果のフォローアップ 3 評価手法の見直し	

推進項目	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合		
実施項目	3	休日救急歯科診療所の業務の見直し		
担当所属	保健福祉課		第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	休日救急歯科診療所の業務の見直しをすることにより、経費の削減を図る。			
実施内容	利用者数の確保に努めるとともに、山武郡市歯科医師会及び構成市町と今後の事業の運営方針について協議を重ねていく。			
成果目標	山武郡市歯科医師会及び構成市町との協議に基づき、休日救急歯科診療所の業務の具体的な見直しを実施する。			
これまでの実績	<p>平成23年10月から診療時間の短縮及び嘱託医報酬の変更を実施</p> <p>診療時間 (変更前) 9:30～16:00 ⇒ (変更後) 9:00～12:00</p> <p>嘱託医報酬 休日・お盆 (変更前) 60,000円 ⇒ (変更後) 43,000円 年末年始 (変更前) 72,000円 ⇒ (変更後) 58,000円</p> <p>非常勤職員報酬 歯科衛生士 休日・お盆 (変更前) 12,000円 ⇒ (変更後) 8,600円 年末年始 (変更前) 16,200円 ⇒ (変更後) 11,610円</p> <p>事務員 休日・お盆 (変更前) 8,000円 ⇒ (変更後) 5,700円 年末年始 (変更前) 10,800円 ⇒ (変更後) 7,695円</p>			
年度別実施内容	年度	計 画		
	28	検討	山武郡市歯科医師会及び構成市町と今後の事業の運営方針について協議する。	
	29			
	30			
	元 2			

推進項目	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合		
実施項目	4	浄化槽清掃事業の事業方針の見直し		
担当所属	環境衛生課		第2次からの 新規・継続	新規
実施目的	清掃係職員の状況の変化に対応するため、浄化槽清掃事業について検討する。			
実施内容	清掃係職員の退職時期、浄化槽清掃及び浄化槽管理の契約件数を考慮しながら、今後の事業方針を見直す。			
成果目標	事業方針の見直しの内容に沿って事業を実施する。			
これまでの実績				
年度別 実施 内容	年度	計 画		
	28	検討	職員の体制、契約件数等を勘案して業務の見直しについて検討する。 また、必要に応じて事業方針を見直す。	
	29	検討	前年度の検討結果について、職員の体制、契約件数等の業務状況を勘案し、必要に応じて更に見直しを行う。	
	30	検討	前年度の検討結果について、職員の体制、契約件数等の業務状況を勘案し、必要に応じて更に見直しを行う。	
	元	検討	前年度の検討結果について、職員の体制、契約件数等の業務状況を勘案し、必要に応じて更に見直しを行う。	
	2	実施	令和元年度の検討結果に基づき、令和4年度以降の業務縮小に向けて準備を始める。	

推進項目	2	民間委託等の推進		
実施項目	1	指定管理者制度の推進（広域斎場）		
担当所属	環境衛生課		第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	適正な火葬場運営のため、指定管理者制度の導入について検討し経費の削減及び利用者に対するサービス向上を図る。			
実施内容	千葉県内他団体の状況を調査し、山武郡市広域斎場における指定管理者制度導入による経費削減及びサービス向上の可能性を調査検討する。			
成果目標	検討の結果、導入のメリットが認められれば導入する。			
これまでの実績	平成25年度に県内15団体に対して、書面での調査を実施した結果、7団体が指定管理者継続、8団体が指定管理者未導入であり平成22年度調査時から変更は無かった。 今回の調査結果を踏まえ、現状の事業費等の状況及び今後の施設改修計画に基づき考察した結果、現段階では経費面、サービス面においてメリットが無く、また大規模改修を控えた現時点で指定管理者制度を導入することは、時期的に適當ではないとの判断から、平成30年度に再度検討することとした。			
年度別実施内容	年度	計 画		
	28			
	29	調査	千葉県内他団体の火葬場運営状況等について調査する。	
	30	検討・決定	サービス内容の検討及びコスト分析を行う。 サービス内容の検討、コスト分析及び千葉県内他団体の調査結果に基づき、指定管理者制度の導入について検討し、構成市町との協議を経て方針を決定する。	
	元			
	2			

推進項目	3	定員管理の適正化		
実施項目	1	定員適正化計画の推進		
担当所属	総務課 消防本部総務課	第2次からの 新規・継続	継続	
実施目的	限られた職員数で安定した行政サービスの維持・向上に配慮しつつ、効率的な事業運営を図るため、定員適正化計画を推進する。			
実施内容	厳しい財政状況の中、住民サービスの向上を図り、最小の経費で最大の行政効果を上げられるよう定員適正化計画に取り組む。			
成果目標	定員適正化計画の推進			
これまでの実績	平成22年3月 第1次定員適正化計画策定 職員数増減 管理者・教育委員会部局 17人減 消防機関 15人増 平成27年3月 第2次定員適正化計画策定			
年度別 実施 内容	年度	計 画		
	28	継続実施	行政改革の進捗状況との整合性を図るため、必要に応じ計画の見直しを行う。	
	29	継続実施	行政改革の進捗状況との整合性を図るため、必要に応じ計画の見直しを行う。	
	30	継続実施	行政改革の進捗状況との整合性を図るため、必要に応じ計画の見直しを行う。	
	元	継続実施	行政改革の進捗状況との整合性を図るため、必要に応じ計画の見直しを行う。 第3次定員適正化計画（平成32年度～）の策定	
	2	継続実施	行政改革の進捗状況との整合性を図るため、必要に応じ計画の見直しを行う。	

推進項目	4	手当の総点検をはじめとする給与の適正化		
実施項目	1	給与の適正化		
担当所属	総務課 消防本部総務課	第2次からの 新規・継続	継続	
実施目的	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた改正を行い、国、千葉県及び構成市町との均衡を図るとともに、人件費の適正化に努める。			
実施内容	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、給与の適正化を図る。			
成果目標	人件費の適正化			
これまでの実績	平成23年度	給料表の改定（引下げ）	△3,800千円	
	平成24年度	給料の現給保障額減額	△1,500千円	
	平成25年度	給与減額支給措置	△53,408千円	
		給料表の改定（若年層増額）	4,290千円	
		通信業務に係る特殊勤務手当削除	△465千円	
	平成26年度	給料表、通勤手当、勤勉手当の改定（引上げ）	32,826千円	
年度別実施内容	年度	計 画		
	28	適宜実施	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、国、千葉県及び構成市町と均衡の取れた給与改定を実施する。	
	29	適宜実施	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、国、千葉県及び構成市町と均衡の取れた給与改定を実施する。	
	30	適宜実施	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、国、千葉県及び構成市町と均衡の取れた給与改定を実施する。	
	元	適宜実施	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、国、千葉県及び構成市町と均衡の取れた給与改定を実施する。	
	2	適宜実施	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、国、千葉県及び構成市町と均衡の取れた給与改定を実施する。	

推進項目	4	手当の総点検をはじめとする給与の適正化		
実施項目	2	代休及び振替制度の活用推進		
担当所属	総務課 消防本部総務課	第2次からの 新規・継続	継続	
実施目的	行政の効率化、市町負担金の抑制のため、限られた勤務時間を有効的に活用し、時間外勤務の抑制とともに代休及び振替制度の活用を促進する。			
実施内容	代休及び振替制度の更なる活用を促進する。			
成果目標	時間外勤務手当の抑制			
これまでの実績	週休日の振替利用による時間外勤務手当縮減額 週休日の振替利用時間数×平均時間外勤務単価(135/100) 平成23年度 1,196時間×@2,582=3,088,072円 平成24年度 1,061時間×@2,579=2,736,319円 平成25年度 716時間×@2,566=1,837,256円 平成26年度 705時間×@2,537=1,788,585円			
年度別 実施 内容	年度	計 画		
	28	継続実施	代休及び振替制度の更なる活用を促進する。	
	29	継続実施	代休及び振替制度の更なる活用を促進する。	
	30	継続実施	代休及び振替制度の更なる活用を促進する。	
	元	継続実施	代休及び振替制度の更なる活用を促進する。	
	2	継続実施	代休及び振替制度の更なる活用を促進する。	



推進項目	4	手当の総点検をはじめとする給与の適正化	
実施項目	3	非常勤職員報酬の適正化 会計年度任用職員給料及び報酬の適正化（令和2年度から）	
担当所属	総務課	第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	非常勤職員の職務と報酬のバランスを考慮し、報酬の適正化を図る。 会計年度任用職員の職務と給料及び報酬のバランスを考慮し、給料及び報酬の適正化を図る。		
実施内容	非常勤職員報酬の適正化を図る。 会計年度任用職員給料及び報酬の適正化を図る。		
成果目標	非常勤職員報酬の適正化 会計年度任用職員給料及び報酬の適正化		
これまでの実績	平成27年10月1日から千葉県最低賃金が時間額798円から817円に改定されたことから、非常勤職員及び臨時的任用職員の報酬のうち、一般事務の時間額800円を820円に改正した。		
年度別実施内容	年度	計 画	
	28	適宜実施	他団体の報酬額の調査を行い、報酬の見直しを随時行う。
	29	適宜実施	他団体の報酬額の調査を行い、報酬の見直しを随時行う。
	30	適宜実施	他団体の報酬額の調査を行い、報酬の見直しを随時行う。
	元	適宜実施	他団体の報酬額の調査を行い、報酬の見直しを随時行う。
	2	適宜実施	人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、国、千葉県及び構成市町と均衡の取れた給料表の改定を行うと共に、他団体の給料額を調査し、必要に応じて給料及び報酬の調整を行う。

推進項目	5	経費削減等の財政効果		
実施項目	1	事務執行経費の削減		
担当所属	企画財政課		第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	第1次及び第2次集中改革プランに引き続き光熱水費について、使用量の抑制に取組み、経費削減に努める。			
実施内容	事務効率を考慮しつつ、光熱水費の削減に努める。			
成果目標	電気、ガス、水道の使用量の削減に努める。			
これまでの実績	対平成22年度比（平成26年度） 電気使用量 10.3%減 ガス使用量 1.3%減 水道使用量 6.4%減			
年度別 実施 内容	年度	計 画		
	28	継続実施	各施設の電気、ガス、水道の使用量について削減に努める。	
	29	継続実施	各施設の電気、ガス、水道の使用量について削減に努める。	
	30	継続実施	各施設の電気、ガス、水道の使用量について削減に努める。	
	元	継続実施	各施設の電気、ガス、水道の使用量について削減に努める。	
	2	継続実施	各施設の電気、ガス、水道の使用量について削減に努める。	

推進項目	5	経費削減等の財政効果		
実施項目	2	使用料の見直し		
担当所属	企画財政課		第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	歳入の確保及び受益者負担の公平性を図るため、施設使用料を見直す。			
実施内容	1 他団体の施設使用料を調査し、検討する。 2 条例等の整備を行う。			
成果目標	適正な使用料を徴収する。			
これまでの実績	会議室(医療福祉センター・環境アクアプラント) 500円(税別) / h 電柱類 年額870円(税別) / 本 自動販売機 月額670円(税別) / 台			
年度別 実施 内容	年度	計 画		
	28	検討・ 決定	他団体の施設使用料について調査する。 調査結果に基づき、使用料の見直しについて検討し、 方針を決定する。	
	29			
	30			
	元			
	2			

推進項目	5	経費削減等の財政効果		
実施項目	3	火葬炉使用料等の見直し		
担当所属	環境衛生課	第2次からの 新規・継続	継続	
実施目的	歳入の確保及び受益者負担の公平性を図るため、山武郡市広域斎場の火葬炉使用料等を見直す。			
実施内容	千葉県内他団体の状況を調査し、当斎場における火葬炉使用料の妥当性を検証する。			
成果目標	検討の結果、必要があれば火葬炉使用料の見直しを行う。			
これまでの実績	平成23年度に待合室追加使用に係る条例を整備し、平成24年4月から使用料を徴収することとした。 また、近隣他団体の火葬炉使用料について調査し、組合の火葬炉使用料の妥当性を確認した。			
年度別 実施 内容	年度	計 画		
	28			
	29	調査	千葉県内他団体の火葬炉使用料等について調査する。	
	30	検討・決定	コスト分析を行う。 コスト分析及び千葉県内他団体の調査結果に基づき、火葬炉使用料等の見直しについて検討し、構成市町との協議を経て方針を決定する。	
	元	検討・決定	組合内部での協議結果をもとに、構成市町の意向確認をし、方針を決定し、必要な措置をとる。	
	2	実施	方針に基づき、実施する。	

推進項目	5	経費削減等の財政効果		
実施項目	4	収納率の維持向上		
担当所属	環境衛生課	第2次からの 新規・継続	継続	
実施目的	清掃手数料（ここでは、し尿処理手数料、浄化槽管理手数料及び浄化槽清掃手数料のことをいう。以下同様とする。）について、自主財源の確保及び受益者負担の公平性の保持を図るため、滞納整理等により良好な収納率の維持向上を図る。			
実施内容	1 滞納者に対し、電話での納入催告及び訪問徴収(休日を含む。)を実施する。 2 滞納者に対し、督促状の送付及び中止措置を実施する。			
成果目標	良好な収納率の維持向上 現年度98%以上 過年度50%以上			
これまでの実績	清掃手数料の収納率（平成26年度） 現年度分98.71% 過年度分53.45%			
年度別実施内容	年度	計 画		
	28	継続実施	1 滞納者に対し、電話での納入催告及び訪問徴収を実施する。 2 滞納者に対し、督促状の送付及び中止措置を実施する。	
	29	継続実施	1 滞納者に対し、電話での納入催告及び訪問徴収を実施する。 2 滞納者に対し、督促状の送付及び中止措置を実施する。	
	30	継続実施	1 滞納者に対し、電話での納入催告及び訪問徴収を実施する。 2 滞納者に対し、督促状の送付及び中止措置を実施する。	
	元	継続実施	1 滞納者に対し、電話での納入催告及び訪問徴収を実施する。 2 滞納者に対し、督促状の送付及び中止措置を実施する。	
	2	継続実施	1 滞納者に対し、電話での納入催告及び訪問徴収を実施する。 2 滞納者に対し、督促状の送付及び中止措置を実施する。	

推進項目	5	経費削減等の財政効果		
実施項目	5	し尿処理手数料の見直し		
担当所属	環境衛生課	第2次からの 新規・継続	継続	
実施目的	歳入の確保及び受益者負担の公平性を図る。			
実施内容	1 近隣市町(一部事務組合)のし尿処理手数料を調査し、その調査結果及び当施設のコストを基に、清掃基金の残高を考慮し、料金改定について検討する。 2 検討結果に基づき、実施する。			
成果目標	し尿処理手数料の見直しにより、受益者負担の公平性を図る。			
これまでの実績	手数料の見直しについては、コストに影響する要因(一部休止している施設の平成27年度後期からの運転再開、平成29年度からの消費税増税等)が今後見込まれることから、影響が確定されるまでの間は現行の手数料とすることとした。			
年度別実施内容	年度	計 画		
	28			
	29			
	30			
	元	検討・決定	1 近隣市町(一部事務組合)のし尿処理手数料を調査する。 2 調査結果及び当施設のコストを基に、清掃基金の残高を考慮し、料金改定について検討し、決定する。	
	2	検討・決定	当施設のコストを基に、清掃基金の残高を考慮し、料金改定について検討し、決定する。	

推進項目	6	その他	
実施項目	1	職員研修の充実	
担当所属	総務課 消防本部総務課	第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	山武郡市広域行政組合人材育成基本方針に基づき、多様で充実した研修機会を与えられるよう基本的な研修実施計画作成及び職員の自主的な自己啓発・能力開発が可能となるような研修情報の提供支援など環境整備により、職員の育成に努める。		
実施内容	人材育成基本方針に基づき、職員の実務研修の充実や外部研修機関による研修への参加の機会の拡大を図る。		
成果目標	職員に対する研修の機会を積極的に与え、職務に対する意識の向上と更なる研鑽を図る。 また、業務遂行に必要な資格取得講習等に職員を参加させ、円滑な業務運営を維持する。		
これまでの実績	平成23年度 組合主催61名 千葉県自治研修センター8名 平成24年度 組合主催62名 千葉県自治研修センター13名 平成25年度 組合主催84名 千葉県自治研修センター15名 消防専門研修31名 平成26年3月 山武郡市広域行政組合人材育成基本方針策定 平成26年度 組合主催49名 千葉県自治研修センター18名 消防専門研修38名		
年度別実施内容	年度	計 画	
	28	継続実施	1 研修計画を策定する。 2 各種研修へ参加させる。
	29	継続実施	1 研修計画を策定する。 2 各種研修へ参加させる。
	30	継続実施	1 研修計画を策定する。 2 各種研修へ参加させる。
	元	継続実施	1 研修計画を策定する。 2 各種研修へ参加させる。
	2	継続実施	1 研修計画を策定する。 2 各種研修へ参加させる。

推進項目	6	その他		
実施項目	2	人事評価制度の適正運用		
担当所属	総務課 消防本部総務課	第2次からの 新規・継続	継続	
実施目的	人事評価制度を実施し、人事管理の基礎となる人事評価制度を確立する。			
実施内容	目標設定における業務改善項目の検討や面談での指導、目標の相互確認を通して、人事評価制度の目的である人材育成を図る。			
成果目標	職員の勤務意欲の向上 人事制度の客観性・公平性・透明性の向上			
これまでの実績	平成28年4月から全ての地方公共団体において人事評価制度の運用が開始となることから、組合においても人事評価制度を導入するため、全職員（非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。）を対象に平成27年9月に人事評価制度研修を実施した。 また、人事評価制度の本格施行を円滑にするため、平成27年9月に「人事評価制度の試行実施要領」、「山武郡市広域行政組合職員の人事評価制度実施規程（案）」及び「人事評価実施要領（運用の手引き）（案）」を作成し、平成27年10月から人事評価制度を試行した。			
年度別実施内容	年度	計 画		
	28	継続実施	人事評価制度の安定した運用をする。	
	29	継続実施	1 人事評価制度の安定した運用をする。 2 人事評価制度の課題及び問題点の洗い出しを行い、見直しをする。	
	30	継続実施	1 人事評価制度の安定した運用をする。 2 評価者研修の強化、見直しをする。	
	元	継続実施	1 人事評価制度の安定した運用をする。 2 人事評価制度の課題及び問題点の洗い出しを行い、見直しをする。	
	2	継続実施	1 人事評価制度の安定した運用をする。 2 人事評価制度の活用方法の検討をする。	



推進項目	6	その他		
実施項目	3	広報活動の充実		
担当所属	企画財政課		第2次からの 新規・継続	継続
実施目的	組合の事務事業の内容を広く住民に伝えることにより、組合業務の住民の理解及び説明責任を果たす。			
実施内容	組合ホームページにより、タイムリーな情報発信を行うとともに、ホームページの閲覧ができない住民にも広報紙を通じて、組合情報を広く提供する。			
成果目標	住民に信頼される行政を目指し、住民が必要とする情報を分かりやすく提供する。			
これまでの実績	<p>ホームページ閲覧数</p> <p>平成20年度 34,043回 (月平均2,837回)</p> <p>平成21年度 31,597回 (月平均2,633回)</p> <p>平成22年度 42,123回 (月平均3,510回)</p> <p>平成23年度 36,228回 (月平均3,019回)</p> <p>平成24年度 42,810回 (月平均3,567回)</p> <p>平成25年度 39,457回 (月平均3,288回)</p> <p>平成26年度 43,316回 (月平均3,609回)</p> <p>広報発行部数</p> <p>平成20年度 67,600部/回 (年1回発行)</p> <p>平成21年度 68,400部/回 (年2回発行)</p> <p>平成22年度 67,873部/回 (年2回発行)</p> <p>平成23年度 68,016部/回 (年2回発行)</p> <p>平成24年度 67,186部/回 (年2回発行)</p> <p>平成25年度 67,524部/回 (年2回発行)</p> <p>平成26年度 67,143部/回 (年2回発行)</p>			
年度別実施内容	年度	計 画		
	28	継続実施	1 組合ホームページの随時更新 2 広報検討会議を開催し、広報の内容充実を図る。 3 広報紙の発行 (年2回)	
	29	継続実施	1 組合ホームページの随時更新 2 広報検討会議を開催し、広報の内容充実を図る。 3 広報紙の発行 (年2回)	
	30	継続実施	1 組合ホームページの随時更新 2 広報検討会議を開催し、広報の内容充実を図る。 3 広報紙の発行 (年2回)	
	元	継続実施	1 組合ホームページの随時更新 2 広報検討会議を開催し、広報の内容充実を図る。 3 広報紙の発行 (年2回)	
	2	継続実施	1 組合ホームページの随時更新 2 広報検討会議を開催し、広報の内容充実を図る。 3 広報紙の発行 (年2回)	

推進項目	6	その他	
実施項目	4	コンビニ収納	
担当所属	環境衛生課	第2次からの 新規・継続	新規
実施目的	清掃手数料（ここでは、し尿処理手数料、浄化槽管理手数料及び浄化槽清掃手数料のことをいう。以下同様とする。）について、納付機会を拡大し、利用者の利便性の向上を図る。		
実施内容	1 コンビニ収納の導入について、構成市町で導入していることを踏まえ、いつでも、どこでも納付できる仕組みを目指し、他団体における実施状況を調査し、検討を行う。 2 検討結果に基づき、実施する。		
成果目標	清掃手数料の納付における利用者の利便性の向上		
これまでの実績			
年度別 実施 内容	年度	計 画	
	28	検討・決定	コンビニ収納の導入について検討し、方針を決定する。
	29		
	30		
	元		
	2		

推進項目	6	その他		
実施項目	5	養護老人ホーム坂田苑の運営の見直し		
担当所属	養護老人ホーム	第2次からの 新規・継続	新規	
実施目的	養護老人ホーム坂田苑の適正な施設運営を図る。			
実施内容	養護老人ホーム坂田苑において、要介護者の入所者も多くなっているため、老人福祉法及びその他関係法令に基づき、入所者の実情に即した対応を図る。			
成果目標	施設運営の健全化を図るとともに、運営方針を決定する。			
これまでの実績				
年度別 実施 内容	年度	計 画		
	28	検討	入所者の高齢化に伴い、要介護度の高い入所者の措置替え等の対応について検討し、措置機関と協議する。	
	29	決定	検討・協議結果に基づき、運営方針を決定する。	
	30	実施	運営方針に基づき、実施する。	
	元	実施	運営方針に基づき、実施する。	
	2	実施	運営方針に基づき、実施する。	

推進項目	6	その他		
実施項目	6	坂田苑デイ・サービスセンターの運営の見直し		
担当所属	坂田苑デイ・サービスセンター	第2次からの 新規・継続		新規
実施目的	坂田苑デイ・サービスセンターの適正な施設運営を図る。			
実施内容	坂田苑デイ・サービスセンター利用者の減少に伴う財源不足を解消するため、運営方法の変更等によるコスト計算を行った上で、財政効果及び関係機関（構成市町、介護サービス事業所）への影響について調査する。			
成果目標	調査・協議結果に基づき、運営方針を決定する。			
これまでの実績				
年度別 実施 内容	年度	計 画		
	28	検討	運営方法の変更等によるコスト計算を行い、財政効果及び関係機関への影響を調査し、当該機関と協議する。	
	29	決定	調査・協議結果に基づき、運営方針を決定する。	
	30	実施	運営方針に基づき、実施する。	
	元	実施	事業を廃止	
	2			

推進項目	6	その他	
実施項目	7	視聴覚教材・機材の有効活用	
担当所属	教育支援課		第2次からの 新規・継続
実施目的	山武郡市視聴覚教材センターの運営改善と教材・機材の利用促進を強化し、山武郡市内の視聴覚教育の発展及び充実を図る。		
実施内容	積極的な広報活動及び利用者のニーズにあわせた新規教材整備を行う。		
成果目標	良好な貸出の維持向上及び利用者の効果的な活用の充実を図り、平成27年度の貸出本数を上回ること。 平成27年度実績 教材貸出数905本 機材貸出数595件		
これまでの実績	教材貸出数(前年度比)		機材貸出数(前年度比)
	平成24年度	1,360本	343件
	平成25年度	1,271本(△6.6%)	382件(11.3%)
	平成26年度	1,028本(△19.2%)	481件(20.6%)
年度別実施内容	年度	計 画	
	28	継続実施	1 構成市町及び組合広報紙への掲載 (新規教材等の紹介、教材・機材の貸出利用方法) 2 社会教育関係者(子ども会、学童保育、長寿会)への広報活動 3 山武郡市内の教育機関及び教育委員会並びに組合内に教材センター通信の配布
	29	継続実施	1 構成市町及び組合広報紙への掲載 (新規教材等の紹介、教材・機材の貸出利用方法) 2 社会教育関係者(子ども会、学童保育、長寿会)への広報活動 3 山武郡市内の教育機関及び教育委員会並びに組合内に教材センター通信の配布
	30	継続実施	1 構成市町及び組合広報紙への掲載 (新規教材等の紹介、教材・機材の貸出利用方法) 2 社会教育関係者(子ども会、学童保育、長寿会)への広報活動 3 山武郡市内の教育機関及び構成市町教育委員会に教材センター通信の配布
	元	継続実施	1 構成市町及び組合広報紙への掲載 (新規教材等の紹介、教材・機材の貸出利用方法) 2 社会教育関係者(子ども会、学童保育、長寿会)への広報活動 3 山武郡市内の教育機関及び構成市町教育委員会に教材センター通信の配布
	2	継続実施	1 構成市町及び組合広報紙への掲載 (新規教材等の紹介、教材・機材の貸出利用方法) 2 社会教育関係者(子ども会、学童保育、長寿会)への広報活動 3 山武郡市内の教育機関及び構成市町教育委員会に教材センター通信の配布

推進項目	6	その他		
実施項目	8	住宅用火災警報器の普及		
担当所属	消防本部予防課	第2次からの 新規・継続	新規	
実施目的	住宅火災の抑制効果がある住宅用火災警報器の設置、維持管理指導を実施し、きめ細やかな指導を行うことで防火意識の高揚を図る。			
実施内容	住宅を個別に訪問し、住宅用火災警報器の設置調査と普及啓発活動を実施する。			
成果目標	全国における設置率を上回ること。 平成26年時点 全国 79% 山武郡市 59%			
これまでの実績				
年度別 実施 内容	年度	計 画		
	28	継続実施	1 前年度調査で未設置宅への設置状況調査を実施 2 取付支援の実施 3 自治会等による共同購入の普及啓発活動の実施	
	29	継続実施	1 前年度調査で未設置宅への設置状況調査を実施 2 取付支援の実施 3 自治会等による共同購入の普及啓発活動の実施	
	30	継続実施	1 前年度調査で未設置宅への設置状況調査を実施 2 取付支援の実施 3 自治会等による共同購入の普及啓発活動の実施	
	元	継続実施	1 前年度調査で未設置宅への設置状況調査を実施 2 取付支援の実施 3 自治会等による共同購入の普及啓発活動の実施	
	2	継続実施	1 前年度調査で未設置宅への設置状況調査を実施 2 取付支援の実施 3 自治会等による共同購入の普及啓発活動の実施	

推進項目	6	その他		
実施項目	9	応急手当の普及		
担当所属	消防本部警防課	第2次からの 新規・継続	継続	
実施目的	重症者の救命率向上のため、住民に対し応急手当（心肺蘇生法、AED使用方法）の普及を図る。			
実施内容	公募型上級救命講習及び普通救命講習を開催する。			
成果目標	公募型上級救命講習 年間修了者160名 普通救命講習 年間修了者1,200名			
これまでの実績		上級救命講習	普通救命講習	
	平成23年度	192名	1,436名	
	平成24年度	231名	1,252名	
	平成25年度	155名	1,240名	
	平成26年度	186名	1,698名	
年度別実施内容	年度	計 画		
	28	継続実施	1 公募による年4回/6月、9月、12月、3月定員40名の上級救命講習(8時間コース)を開催する。 2 各団体(住民)からの要請による普通救命講習(3時間コース)を開催する。	
	29	継続実施	1 公募による年4回/6月、9月、12月、3月定員40名の上級救命講習(8時間コース)を開催する。 2 各団体(住民)からの要請による普通救命講習(3時間コース)を開催する。	
	30	継続実施	1 公募による年4回/6月、9月、12月、3月定員40名の上級救命講習(8時間コース)を開催する。 2 各団体(住民)からの要請による普通救命講習(3時間コース)を開催する。	
	元	継続実施	1 公募による年4回/6月、9月、12月、3月定員40名の上級救命講習(8時間コース)を開催する。 2 各団体(住民)からの要請による普通救命講習(3時間コース)を開催する。	
	2	継続実施	1 公募による年4回/6月、9月、12月、3月に定員40名の上級救命講習(8時間コース)及び年2回/6月、12月に定員30名の普通救命講習を開催する。 2 各団体(住民)からの要請による普通救命講習(I、II、IIIコース、救命入門コース、普及員講習)を開催する。	